

第 2 0 6 回

群馬県都市計画審議会

議 事 録

開催日時	令和 7 年 3 月 2 5 日（火） 午前 10 時 0 0 分～11 時 10 分
場 所	群馬県庁 2 9 階 第 1 特別会議室

第206回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 令和7年3月25日（火） 午前10時00分～11時10分
- 2 場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室
- 3 出席委員 小磯 正康、小林 享、津久井 晴美、今泉 芳雄、馬場 早苗、
石関 正典、岩崎 福久（代理 松村卓海）、安東 隆
（代理 野中泰史）、矢野 英司、相沢 崇文、水野 喜徳
- 4 欠席委員 内田 満夫、熊川 栄、杉山 英行
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 小島課長、勝見次長、下山次長
建築課 藤井次長
- 6 議案

第1号議案 前橋都市計画都市高速鉄道の変更(日本国有鉄道両毛線の変更)について

第2号議案 草津都市計画道路の変更（3・5・3号上新田滝尻原線ほか1路線の
変更）について

第3号議案 館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

第4号議案 箕郷都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
- 7 議事概要 別紙のとおり

第206回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会＝小島課長)

お待たせいたしました。

ただいまから第206回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の小島でございます。よろしくお願いいたします。

それでは委員の皆様の出席状況についてご報告いたします。

本日現在ご出席をお願いしました委員の皆様は15名でございますが、現在の時点で12名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数2分の1以上に達しておりますので、今回が成立していることをご報告申し上げます。

なお今回の審議会は、お手元にお配りいたしました次第に沿って説明させていただきたいと思います。

それでは、これより議事に入らせていただきます。小磯会長、よろしくお願いいたします。

(小磯会長)

それでは議事に従って進めて参りたいと思います。

議事に先立ちまして、議事録署名人を2名指名させていただきます。

今回は津久井委員と石関委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

なお、議案の説明の方は事務局からいたしますので、ご了承願います。

続きまして本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについてのご検討をお願いします。

これについて事務局から説明をお願いします。

(勝見次長)

本日上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(小磯会長)

ただ今のご説明のとおり、本日の議案につきましては公開にするとの提案でございます。

審議を公開することについて、ご異議等はございますか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議がないということですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開いたしまして、傍聴を認めることといたします。

それでは事務局は、傍聴者を入場させてください。

(報道関係者 1 名入場)

(小磯会長)

それでは事務局から、本日の傍聴者についてご報告をお願いいたします。

(勝見次長)

本日の傍聴者でございますが、一般の傍聴者は 0 名、報道関係者が 1 名です。

(小磯会長)

傍聴者の方には、事務局の方からお配りしている傍聴要領を読んで、これを遵守してくださるようお願いいたします。万一、傍聴要領に反する行為がございました場合は、退場していただく場合がございます。

それでは、報道関係の方につきましては、ただいまより写真撮影など許可いたします。

それでは写真撮影などは終了してください。

ただ今から議案の審議を行います。

第 1 号議案「前橋都市計画都市高速鉄道の変更(日本国有鉄道両毛線の変更)について」を上程いたします。事務局の方から説明をお願いいたします。

(下山次長)

それでは、第 1 号議案「前橋都市計画都市高速鉄道の変更(日本国有鉄道両毛線の変更)について」ご説明いたします。

はじめに、お手元の議案書 2 ページとあわせて、添付図面の図ー 1 (総括図) 又はスクリーンを御覧下さい。

本図は、前橋市西部の都市計画図で、主な国県道や鉄道を示しています。

今回変更する前橋都市計画都市高速鉄道日本国有鉄道両毛線は、J R 両毛線駒形駅の西側約 500m 付近の前橋市小屋原町を起点、新前橋駅の西側約 800m 付近の江田町を終点とした、延長約 9. 7 km の都市高速鉄道です。

続いて、お手元の議案書 2 ページとあわせて、図ー 2 (計画図) 又はスクリーンを御覧下さい。本図は、今回変更する区域を拡大したもので、変更前を黄色線、変更後を赤色線、変更しない区間を青色線で示しています。

今回変更する理由については、ピンク色で着色した区域で、駅前に賑わいと魅力ある市街地の形成を目的として市街地再開発事業を計画することとなったことから、再開発事業区域と重複する、一部都市高速鉄道区域について除外するものです。また、併せて都市計画の名称について「日本国有鉄道両毛線」から「東日本旅客鉄道両毛線」に変更するものです。

なお鉄道事業者(J R 東日本)より、市街地再開発事業の実施に関連した鉄道区域の変更及び設備の移設、撤去について承諾を得ております。

続いて、スクリーンを御覧下さい。

参考情報ですが、市街地再開発事業の概要について説明いたします。

全体敷地面積は約 3,400 m²で、地上 14 階建の複合棟とタワーパーキング、地上 4 階建の駐車場棟等を整備する計画となっており、施行予定者は、前橋市や J R 貨物株式会社などからなる J R 新前橋駅東口地区市街地再開発準備組合となっています。

続いて、図－4 又はスクリーンを御覧下さい。

最後に、都市計画の策定の経緯ですが、今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。その後、令和 6 年 12 月 10 日から 12 月 24 日までの間、都市計画法第 17 条の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

また、前橋市と鉄道事業者である JR 東日本からは今回の変更について「異存ない」旨の回答をいただいております。

以上で第 1 号議案の説明を終わります。慎重ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(小磯会長)

ただいま説明のありました第 1 号議案につきまして、ご意見、あるいはご質問があれば、よろしくお願いいたします。

(小林委員)

駅前広場周辺の前橋都市計画道路 3・4・19 号線と、3・4・38 号線の 2 つの道路の都市計画決定をしたのはいつか。

(下山次長)

3・4・19 号線は昭和 32 年に、3・4・38 号線は昭和 21 年にそれぞれ都市計画決定しております。

(小林委員)

駅前広場周辺を含め、この地区の地区計画等のかかっているか。

(下山次長)

地区計画はかかっておりません。

(小林委員)

この地区は、駅前で景観的にもかなり重要な地区と思うが、参考図で示されている市街地再開発事業について、総合設計制度を活用する予定はあるか。

(下山次長)

今のところ把握しておりません。まだ設計が完成していない段階であり、準備組合を設立してから具体的な取り組みが決められるものと考えております。

(小林委員)

今回の対象箇所の地権者はＪＲか。

(下山次長)

ＪＲが所有している部分も、他の地権者が所有している部分もあります。

(小磯会長)

ほかにご意見等がないようでしたら、ご意見等、特にないということなので、本議案につきましては、原案のとおり決定するということで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議ないものとして、そのように決定いたします。

続きまして、第２号議案「草津都市計画道路の変更３・５・３号上新田滝尻原線ほか１路線の変更について」を上程いたします。事務局の方から説明をお願いします。

(下山次長)

それでは、第２号議案「草津都市計画道路の変更３・５・３号上新田滝尻原線ほか１路線の変更について」ご説明いたします。お手元の議案書４ページとあわせて、添付図面の図－１（総括図）又はスクリーンを御覧下さい。

本議案は、令和４年２月に定めた草津都市計画道路の見直し方針に基づき、３・５・３号上新田滝尻原線ほか１路線について、都市計画を変更または廃止するための変更を行おうとするものです。

図－１の総括図は、今回の変更路線の３・５・３号上新田滝尻原線と３・５・４号新田天狗山線を含む草津都市計画区域の草津町役場、湯畑付近を中心にお示ししております。上を北向きにして、紫色の線が国道２９２号を示しております。また、変更対象の都市計画道路について、変更する区間を赤色、変更しない区間を青色、廃止する区間を山吹色で示しております。

図面中央左側の青色、山吹色、赤色の線で示しておりますのが、３・５・４号新田天狗山線です。新田天狗山線は、草津町市街地周囲を南北に縦断し、図面の下、上新田滝尻原線との交点から、図面上、国道２９２号を結ぶ延長約１,９４０メートル、基本幅員１２メートルの都市計画道路です。今回変更する区間は、図面上部の山吹色と赤色でお示しした部分となります。

次に、図面中央の山吹色の横線で示しておりますのが、３・５・３号上新田滝尻原線です。上新田滝尻原線は、草津町市街地周囲を東西に横断し、図面の下、国道２９２号と重なる延長約１,７７０メートル、基本幅員１２メートルの都市計画道路です。今回変更する区間は、図面上部の山吹色でお示しした部分となり、全線を廃止するものです。

以上、２路線の変更理由は、お手元の議案書の４ページを御覧下さい。添付図面の図－２、又はスクリーンを御覧ください。

新田天狗山線の変更区間を示した計画図になります。今回の変更は、先ほどご説明したとおり、国道 292 号の山吹色の部分を、赤色の部分に変更するとともに、車線の数も 2 車線と定めるものです。当該区間の変更理由ですが、都市計画道路の未整備区間を対象に必要性及び実現性の検証を行った結果、路線全体としての必要性に変更はないものの、当該部分が既に赤色部分の路線で整備・供用されていることから、当該区間の線形を現道の線形に変更するものです。

添付図面の図－3、又はスクリーンを御覧ください。

上新田滝尻原線の変更区間を示した計画図（2）になります。今回の変更は、先ほどご説明したとおり、山吹色の部分を全線廃止するものです。当該区間の変更理由ですが、都市計画道路の未整備区間を対象に必要性及び実現性の検証を行った結果、都市計画決定時と比べて都市計画道路の必要性が大きく低下し、廃止しても道路ネットワーク上、支障がないことから、全線廃止するものです。

添付図面の図－3 の下部分に 今回変更する 2 路線の標準断面図を参考にお示します。

図－4 又はスクリーンを御覧下さい。

最後に、都市計画の策定の経緯ですが、今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。その後、令和 6 年 12 月 13 日から 12 月 27 日までの間、都市計画法第 17 条の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

また、都市計画法第 18 条第 1 項の規定に基づく関係市町村の意見聴取について、草津町からは既に、今回の変更について「異存ない」旨の回答をいただいております。

以上で第 2 号議案の説明を終わります。慎重ご審議の程、よろしくお願いいたします。

（小磯会長）

ただいま説明のありました第 2 号議案につきまして、ご意見、あるいはご質問があれば、お願いいたします。

（小林委員）

3・5・3 号線は、廃止とともに現道の整備も行うということか。

（下山次長）

再整備の計画はなく、既に整備されている道路で機能が代替できるため、廃止するものです。

（小磯会長）

ほかにご意見等がないようでしたら、ご意見等、特になんということなので、本議案につきましては、原案のとおり決定するというところで、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声）

(小磯会長)

それではご異議ないものとして、そのように決定いたします。

続きまして、第3号議案「館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。事務局の方から説明をお願いします。

(建築課・藤井次長)

それでは、第3号議案「館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」群馬県建築課から説明させていただきます。

はじめに議案書の7ページを御覧ください。

本議案は、館林都市計画区域内の産業廃棄物処理施設の敷地位置にかかる建築基準法に基づく許可に際し、許可権者の群馬県知事が、都市計画上の支障の有無について、本審議会に付議したものです。

議案書8ページを御覧ください。施設の概要と付議の理由を記載しています。

表に示す施設概要ですが、名称は館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設、用途地域は工業専用地域、申請者は都築鋼産株式会社、申請地は邑楽郡明和町上江黒655-1ほか、敷地面積は18,931.38㎡、処理能力は表に示すとおりで、廃棄物の種類及び処理方法ごとの計画処理能力が、許可が必要となる規模となっています。主な施設は、産業廃棄物中間処理施設で、表に示す3棟を新築するものです。

次に付議の理由について説明いたします。

都市計画区域内の産業廃棄物処理施設の位置は、都市計画法上、都道府県が都市計画決定することとされており、建築基準法第51条の規定により、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、建築してはならないことになっています。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合に、建築できることになっています。

申請地は、都市計画区域内であり、施設の処理能力は許可が必要な処理能力を超えることから、許可権者である群馬県知事が許可するのにあたり、本敷地の位置に係る都市計画上の支障の有無について付議するものです。

なお、群馬県では、民間の産業廃棄物処理施設の新築等については、公共性や恒久性などの観点から都市計画決定が適当でないため、建築基準法第51条のただし書き許可を適用しています。

群馬県では、産業廃棄物処理施設の位置について、特定行政庁として、お手元の参考資料の「建築基準法第51条ただし書き許可について」の資料の7ページから9ページのとおり、知事が都市計画上支障がないと認めて許可を行う際の許可基準を設けています。

それでは、これから、今回の事業の概要と、敷地の位置が都市計画上支障がないことを確認した結果につきまして、説明させていただきます。お手元の議案添付図面の9ページ第3号議案の図-1またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、館林都市計画区域の都市計画図で、上が北となります。中央やや下の「申請地」と図示された赤い部分が今回の申請地でございます。

申請地は、明和町の東に位置する明和東部工業団地地区計画の区域内に位置し、西側には東北自動車道があります。地区計画に基づき、建築物の用途に関する制限が条例で定め

られておりますが、本施設の建築物の用途は条例に適合しています。

申請地は、「明和町都市計画マスタープランにおいて、将来的に住居系、商業系の市街化区域への編入が予想されない場所」であり、明和町長から、本施設の立地について都市計画上の支障がない旨の回答をもらっています。

申請地から西側約1 kmのところに、最寄りの学校、明和東小学校があります。

申請地は、群馬県の許可基準に記載の「自然環境の保全を図る地域」や「災害防止等の保全を図る必要のある地域等」に位置しないことを確認しています。

都市計画道路等の都市施設との位置関係については、都市施設に影響を及ぼす位置になく、適切であることを確認しています。

本施設には、主に関東近県の企業などから産業廃棄物が集まってくる計画であり、主な「搬出入経路」はピンク色の線で示したとおりです。搬入の際は、図面中央の館林インターチェンジを起点とすると、国道 354 号を南東に進み、一般県道 363 号線を南に下り、一般県道 369 号線を西に進み、明和東部工業団地の町道を南に進み、申請地に到達することとなります。

搬出入経路は、館林市、板倉町、明和町の端を通り、繁華街や住宅街を避けています。一般県道 363 号線において、一部、通学路と重複していますが、申請者からは、「自社内はもちろん、搬出入業者に対しても、通学路の箇所や登下校時間帯を周知し、注意喚起を徹底する」ということを確認しています。

本施設の事業開始により、産業廃棄物を積載したダンプ等の通行が増加することになりますが、搬入は、国道や県道といった幹線道路を経由し、幅員 9 m の町道を通り、申請地に到達します。

これらのことから、搬出入経路については、支障ないと判断しております。

続きまして、お手元の図ー 2 またはスクリーンをご覧ください。こちらは、付近見取り図で、上が北となります。中央の赤でお示しした部分が、今回の申請地でございます。先ほどと同じように、搬出入経路をピンク色の線で示しています。

申請地の西側にオレンジ色の枠で囲われた区域は、許可申請者である都築鋼産株式会社の群馬工場です。今回の建築計画は、上の産業廃棄物の処理部門の施設の老朽化に伴い、申請地に建替を行うというものです。

申請地周辺の 100m 以内の土地利用についてですが、紫色でお示しした工場等が周辺に立地し、オレンジ色でお示しした一般廃棄物最終処分場が申請地の南側に立地しています。申請地の東に隣接して黄色でお示しした住宅が一軒立地しています。

このため、群馬県の許可基準の 1 つである「申請地から、学校や病院、図書館、保育所等や都市公園法に基づく公園・緑地等がおおむね 100m 以上離れていること」に適合しています。

なお、隣接する住宅については、産業廃棄物施設の建築計画について、個別に説明を行ったところ、反対の意見はありませんでした。

続きまして、お手元の図ー 3 またはスクリーンをご覧ください。こちらは、配置図で、左側が北となります。赤線で囲われた部分が申請敷地です。周辺の道路を灰色、水路を水色としています。図の左側のピンク色の矢印が主出入口と、第二出入口で、幅員 9 m の町道から、産業廃棄物の運搬車両が出入りする計画です。

図の下と右側の道路は、町道を拡幅整備中で、令和7年に供用開始される予定です。

図の上側の道路は、幅員 3.26m と狭く、大型車両の通行は予定されていません。

敷地内の薄い緑色は緑地であり、緩衝帯として敷地の周囲などに設置する計画です。

新築する建築物は3棟あり、図の中央は①工場棟で、図の上の②事務所棟、③ポンプ室棟です。建築物は、いずれの棟も鉄骨造とし、群馬県景観条例の景観形成基準に基づき、高さを15m以下に抑え、形状も奇抜なものではなく、色も周囲に馴染むように配慮した計画です。

廃棄物を搬入する車両は、オレンジ色の線で示すとおり、図面左上の主出入口から入り、事務所棟前で計量し、必要に応じて車両滞留スペースで待機し、工場内の各受入れヤードへ搬入します。帰りには再度計量を行い、第二出入口より退場します。

処理後の廃棄物を搬出する車両は、図面中央の工場内の保管コンテナから廃棄物を積み込み、青色の破線で示すとおり、計量を行い、第二出入口から退場します。

主出入口と第二出入口とも見通しがよく、敷地内においては、搬入・搬出車両及び従業員駐車スペース等を確保する計画としており、交通安全や周辺交通に支障がない計画であると判断しております。

続きまして、お手元の図ー4またはスクリーンをご覧ください。

参考として、図ー4から図ー5では、産業廃棄物処理事業の概要をご説明いたします。こちらは、本施設が主に取り扱う廃棄物のサンプル写真です。左側が搬入物となっており、主に製造業系の産業廃棄物が搬入されます。搬入された廃棄物は屋内で保管されます。搬入されたすべての産業廃棄物は、土間選別による展開検査を行い、真ん中の選別後の写真のとおり、廃プラスチック類、木くず、がれき類に選別します。その3品目について破碎を行い、右側の破碎処理後の写真のとおりに細かな状態にして廃棄物の容量を減らします。その後、廃棄物又は有価物として、埋立先、焼却先又はリサイクル先に搬出します。

続きまして、お手元の図ー5またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、本施設内における廃棄物処理の主な作業動線図でございます。

廃プラスチックについては、青色で示すとおり、保管場所から破碎機投入へと進み、材質ごとの分別が必要な物については、工場棟の図の上側の、一次破碎、手選別ライン、二次破碎の工程を経ます。分別の必要ない物については、図の真ん中の一次破碎の工程を経ます。その後、それぞれ処理後の保管容器に一時保管します。

木くずについては、黄緑色で示すとおり、保管場所から破碎機投入へと進み、付着物等の分別が必要な物については、工場棟の図の上側の、一次破碎、手選別ライン、二次破碎の工程を経ます。付着物等のない物については、図の真ん中の一次破碎の工程を経ます。その後、それぞれ処理後の保管容器に一時保管します。

がれきについては、オレンジ色で示すとおり、図の真ん中の一次破碎の工程を経て、処理後の保管容器に搬入します。

なお、工場棟の図の下側については、金属類などのためのスペースです。

以上、参考として、産業廃棄物処理事業の概要を説明させていただきました。

続きまして、お手元の図ー6またはスクリーンをご覧ください。

最後になりますが、こちらが、今回の廃棄物処理施設の設置手続の概要でございます。

左上の枠「1 廃棄物処理施設の事前協議」につきましては、明和町、消防、群馬県関連

部局による現地調査や技術指導等を実施し、令和5年11月30日付けで終了しています。

「環境・公害対策」につきましては、生活環境影響調査を行い、大気汚染防止法や、土壤汚染対策法、騒音規制法、振動規制法による環境基準を満たす計画となっており、今回の申請は、許可基準に適合することを確認しております。

また、地域住民に対しては自治会による回覧で周知を行い、近隣住民に対しては個別説明を実施しており、反対意見は出ていないことから、地域住民等に対し、適切な配慮がなされているものと判断しております。

今後の手続としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設の設置許可、建築基準法第51条ただし書き許可、都市計画法の開発許可等の関係法令の手続を経て、建築工事着手は令和8年3月頃を想定しており、令和9年12月頃に竣工となる見込みです。

以上、群馬県の許可基準に基づき、本施設の敷地の位置について都市計画上支障がないか確認したところ、許可基準に適合していると考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

(小磯会長)

ただいま説明のありました第3号議案につきまして、ご意見、あるいはご質問があれば、お願いいたします。

(小林委員)

図2の地図を見ると、北側や隣接地は田や畑になっているようだが、現状はどうか。

(建築課・藤井次長)

現状は田や畑になっております。

(小林委員)

図1の申請地は青で「明和東部工業団地地区計画」と記載されているが、この地区計画の内容はどうか。

(建築課・藤井次長)

良好な工業団地の形成に向けて定められた計画でありまして、道路や調整池といった地区施設を位置づけるとともに、店舗や老人福祉センター等といった用途制限、敷地面積の最低限度等といった、まちづくりのルールが定められております。

(小林委員)

今回申請地に設置する施設は、既存施設の建て替えになるのか。

(建築課・藤井次長)

図2の左上にある「都築鋼産(株)群馬工場(廃棄物処理)」が手狭になったため、申請地に新築するものです。

(小林委員)

同じ図2で、もう一つ都築鋼産群馬工場があるようだが、こちらは稼働しているのか。

(建築課・藤井次長)

稼働しております。こちらはリサイクル施設になっておりまして、産業廃棄物処理施設ではございません。

(小林委員)

申請地と都築鋼産のリサイクル工場の区画道路の左側に細長い土地があり、さらにその細長い土地の西側に道路が通っているようだが、ここの現況はどうなっているのか。

(建築課・藤井次長)

申請地の西側は現状細い道路があり、これを幅9mに拡幅する予定がございます。図3の下部の道路がそれになります。

(小林委員)

この細長い土地には建物もあるようだが、その扱いは、拡幅に伴って吸収されるのか。

(建築課・藤井次長)

建物の扱いについては承知しておりませんが、拡幅に支障があれば撤去させるのではないかと考えられます。航空写真で確認しますと、現況は駐車場になっているようです。

(小林委員)

申請地の外側が緑地帯で囲われているが、緑地帯はどのような植栽にする予定なのか。

(建築課・藤井次長)

緑地に何を植えるのかは把握しておりませんが、開発許可基準で、一定の割合で緩衝体を設けなければいけないことになっておりまして、それに基づいて配置されているものと考えられます。

(小林委員)

工業団地内の景観としては、単に基準の割合に即して緑地を設けるというよりも、例えば敷地の建物が見えて景観上好ましくなくなるのであれば、より積極的に、例えば中木程度の植栽を求めるなどの付帯意見を付けることが個人的には望ましいと考える。

(小磯会長)

ただいまのご意見については、個人的なご見解ということでよろしいでしょうか。

(小林委員)

できれば、景観的な内容に配慮する旨の付帯意見がある方が望ましいと考えます。

(小磯会長)

そのようなご意見もあるということで受け止めさせていただきまして、議案自体のご異議はないということでよろしいでしょうか。

それでは、本議案につきましては、原案のとおり決定するというので、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議ないものとして、そのように決定いたします。

続きまして、第4号議案「箕郷都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

(建築課・藤井次長)

それでは、第4号議案「箕郷都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」群馬県建築課から説明させていただきます。

はじめに議案書の9ページを御覧ください。

本議案は、箕郷都市計画区域内の産業廃棄物処理施設の敷地位置にかかる建築基準法に基づく許可に際し、許可権者の高崎市長が、都市計画上の支障の有無について、本審議会に付議したものです。

議案書10ページを御覧ください。施設の概要と付議の理由を記載しています。

表に示す施設概要ですが、名称は箕郷都市計画区域内産業廃棄物処理施設、用途地域は無指定、申請者は株式会社清水インダストリー、申請地は群馬県高崎市箕郷町矢原字十二本松2180、敷地面積は12,406.98㎡、主な施設は産業廃棄物処理施設1棟を新築するものです。処理能力は、木くずの破砕が一日2,600トンであり、許可が必要となる規模となっています。

次に付議の理由について説明いたします。

都市計画区域内の産業廃棄物処理施設の位置は、建築基準法第51条の規定により制限されていますが、特定行政庁である高崎市が県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて許可した場合に、建築できることとなっています。

施設の具体的計画につきましては、許可事務を行う高崎市建築指導課長から説明させていただきます。

(高崎市建築指導課・齋藤課長)

高崎市建築指導課長の齋藤と申します。第4号議案について、説明させていただきます。

それでは、お手元の議案添付図面の15ページ、第4号議案の図-1またはスクリーンを御覧ください。

こちらは、箕郷都市計画区域の都市計画図で、上が北となります。中央の「申請地」と図示された赤い部分が今回の申請地でございます。

申請地は、高崎市の箕郷地域、榛東村境に位置し、非線引きの用途無指定の区域に属して

います。なお、隣接する榛東村についても非線引きの用途無指定区域となっております。申請地は、「高崎市都市計画マスタープランにおいて、将来的に住居系、商業系の市街化区域への編入が予想されない場所」であり、高崎市長から、本施設の立地について都市計画上の支障がない旨の回答をもらっています。都市計画道路等の都市施設との位置関係については、都市施設に影響を及ぼす位置になく、適切であることを確認しています。

本施設は、群馬県内及び近接県の工事現場から発生する産業廃棄物を見込んでおり、搬入搬出路は、緑色で示された一般県道新井下室田線となっております。

搬出入経路である新井下室田線は、小・中学校の通学路には指定されてはいませんが、事業者は「敷地の出入口について特に注意を払うよう関係者全員に通達する」とのことです。本施設の事業開始により、産業廃棄物を積載したダンプ等の通行が増加することになりますが、搬入は、国道や県道といった幹線道路を経由し、幅員 8 m の県道を通り、申請地に到達します。

これらのことから、搬出入経路については、支障ないと判断しております。

続きまして、お手元の図－2 またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、付近見取り図で、上が北となります。中央の赤でお示しした部分が、今回の申請地でございます。先ほどと同じように、搬出入経路を緑色の線で示しています。

申請地から 300 メートルと 100 メートルの範囲を示しており、申請地周辺の土地利用については、黄色でお示ししたものが住宅、水色でお示ししたものが工場・事務所・店舗等となります。申請地側である県道西側には工場等の事業用地が多く、県道東側には既存の住宅地がございます。

土地利用の状況から、高崎市の許可基準の 1 つである「申請地から、学校や病院、図書館、保育所等や都市公園法に基づく公園・緑地等がおおむね 100m 以上離れていること」に適合していることがわかります。なお、300m の範囲は、高崎市廃棄物処理施設等の事前協議規定における合意形成等を行う関係地域を示しております。

続きまして、お手元の図－3 またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、配置図で、左上側が北となります。赤線で囲われた部分が申請敷地です。周辺の道路を灰色としています。図の赤三角で示された場所が出入口で、幅員 8 m の県道から、産業廃棄物の運搬車両及び従業員や来客などの一般車両が出入りする計画です。敷地内の緑色は緑地帯であり、敷地面積の約 5 % の緑地を整備する計画となっております。

黄色で塗られた部分が新築となる建築物でございまして、産業廃棄物処理施設となっております。その他のアルファベットが表示されたピンク色の建物につきましては、既存の事務所や倉庫等となっております。建築物は、鉄骨造とし、高崎市景観条例の景観色彩ガイドラインに基づき、形状は奇抜なものではなく、色も周囲に馴染むように配慮した計画としています。

雨水については、排水計算を行った結果、青い線で示している部分に設けられた敷地内の U 字溝から東側の集水桝にて道路側溝へ放流する計画となっております。搬出入車両は県道側に設けられた南東出入口より入出場いたします。黒矢印が搬出入車両の経路となっております。施設へ入る前に台貫にて重量を計測し、荷下ろし後、再度台貫にて重量を計測する事で搬入した重量が分かるようになっております。

出入口は見通しがよく、敷地内においては、搬出入車両及び従業員駐車スペース等を確

保する計画としており、交通安全や周辺交通に支障がない計画であると判断しております。

続きまして、お手元の図－４またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、本施設が取り扱う廃棄物の処理工程図です。左側が搬入物となっており、建設廃材や伐採木といった木くずが搬入されます。破碎処理し、木くずチップと土やくぎ等の付着物に分けられます。その後、右側にお示しするバイオマス発電や肥料等の原料として、搬出される流れとなります。

続きまして、お手元の図－５またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、搬出入・破碎・保管の動線図でございます。右上側が北となります。青色の線が破碎前の廃棄物の流れを、青色の点線が破碎機までの流れを、赤色の線が破碎後の処理物の流れをそれぞれ示しております。

建物北東側から搬入、受け入れし、一時保管の後に、破碎機に投入します。投入は、図面記載の油圧ショベルを使用して行います。破碎された木くずはベルトコンベア又は重機で処理後の保管場所へ搬送されます。紫色の線が破碎後の廃棄物の搬出動線となっております。処理後の木くずは、一時保管の後に、トレーラーで搬出されます。

続きまして、お手元の図－６またはスクリーンをご覧ください。

左上の枠「１ 廃棄物処理施設の事前協議」につきましては、高崎市の関連部署、消防、その他の関係機関による現地調査や技術指導等を実施し、令和６年９月３０日付けで終了しています。

地域住民に対しては、申請地が位置する町内区及び隣接する２区を対象に、今回の施設計画に関する説明会を実施し、反対意見等は出ていないことから、適切な配慮がなされているものと判断しております。

なお、本施設は一般廃棄物の処理も計画しており、一般廃棄物処理施設の敷地位置について、２月４日に高崎市都市計画審議会に諮り、同日付けで問題ない旨の答申をいただいております。

今後の手続としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設の設置許可、建築基準法第５１条ただし書き許可、建築確認申請の手続を経て、建築工事着手は令和７年６月頃を想定しており、令和７年１２月頃に竣工となる見込みです。

お手元の図、スクリーンによるご説明は以上となりますが、補足説明をさせていただきます。

高崎市では、お手元の参考資料の「建築基準法第５１条ただし書き許可について」の資料の１０ページ以降のとおり、「高崎市産業廃棄物処理施設の設置に係る建築基準法第５１条ただし書き許可審査基準」を定めています。「位置の妥当性」、「搬出入路の妥当性」、「施設計画の妥当性」及び「環境・公害対策の妥当性」の４つの基準を定めております。そこで、今回の施設計画を、この基準に沿って確認した抜粋を申し上げます。

「位置の妥当性」については非線引き地域のうち、用途地域の指定の無い地域であり、近隣に学校、病院等の施設もなく、妥当な位置で施設が計画されています。

「搬出入路の妥当性」としては、県道からの搬出入であり、通学路の指定もなく、適切な道路幅員を有する経路が確保されています。

「施設計画の妥当性」については、近隣への騒音等の配慮として設備機器や作業スペースは各建屋内に確保し、緑地帯や従業員の駐車場が適切に確保され、また、搬出入車両が重

複した際の待機場所として、敷地内に十分なスペースが確保されています。

「環境・公害対策の妥当性」として、騒音、振動等が生活環境影響調査から法令規制内の計画であること、また、近隣や地元区長への説明がなされ、反対意見等はありません。

以上のことから、許可審査基準に適合していると考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

(小磯会長)

ただいま説明のありました第４号議案につきまして、ご意見、あるいはご質問があれば、お願いいたします。

(小林委員)

申請地の土地の等高線を見ると、北側から緩やかに傾斜しているようだが、平坦にするための造成は行うのか。

(高崎市建築指導課・齋藤課長)

すでに本社や事務所もあり、敷地は既に平坦に形成されておりまして、今回の建物を建てることに伴う造成はございません。

(小林委員)

排水計画の確認をしたい。図一３中の青色の矢印は、建設する建物の雨水の排水を示しているのか、それとも、敷地全体で降った雨水の処理か。

(高崎市建築指導課・齋藤課長)

これは、図中Ａの建物の屋根から雨樋で流す経路を示しております。

(小林委員)

そうすると、屋根の形状は片流れのような形なのか。

(高崎市建築指導課・齋藤課長)

そうですね。

(小林委員)

昨今の降水量からすると、敷地全体の雨水量は相当な量と見込まれるが、敷地全体の雨水処理はどうか。

(高崎市建築指導課・齋藤課長)

図では示されておりませんが、敷地の南側に既存の雨水処理槽がありまして、そこから道路側溝まで繋げて排水しております。

(小林委員)

出入口付近にまとまって緑地があるが、これは何か理由があるのか。

(高崎市建築指導課・齋藤課長)

こちらは、芝生とヤシの木のようなものが植えられ、憩いのエリアのようなものになっており、また、西側には従業員が休憩できるような東屋も設置されております。また、Aの建物の北側と西側に雨水経路を整備しますが、その上も芝生で緑化して、雨水の浸透も考慮するということとなっております。

(津久井委員)

敷地面積について、議案書と、添付図面の図－3とで記載されている数値が異なるようだが。

(高崎市建築指導課・齋藤課長)

議案書に記載の数字が正しいものになります。図面の方は修正漏れがありました。申し訳ございません。

(小磯会長)

ほかにご意見等がないようでしたら、ご意見等、特にないということなので、本議案につきましては、原案のとおり決定するということで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議ないものとして、そのように決定いたします。

それでは、本日の審議は終了いたします。

報道関係者の方は、事務局の指示に従って退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

(小磯会長)

それでは次第の3 その他ですけれど、事務局から何かございますか。

続きまして、報告案件がございます。

これは都市計画区域マスタープランについてということですので、事務局より説明お願いします。

(小島課長)

ここで委員の皆様には、都市計画区域マスタープランの進捗につきまして、ご報告させて

いただきます。

(小磯会長)

それでは、都市計画区域マスタープランの進捗について説明をお願いいたします。

(下山次長)

それでは、事務局から説明いたします。

令和7年に改正を予定しております、都市計画区域マスタープランにつきましては、12月7日に開催しました第205回都市計画審議会において、改正の概要や今後のスケジュールについてご報告させていただいたと思います。

現在3月1日から3月30日までの期間で、原案に対するパブリックコメントを実施しております。

今後、パブリックコメントでいただいた意見も踏まえまして、令和7年中の改正に向けて手続きを進めて参りたいと思っております。

パブリックコメントの概要やその原案は、皆様の机上に資料配付させていただいております。区域マスタープラン自体は、東毛、県央、利根沼田、吾妻の4圏域、4冊分ありますので、ちょっと量が多くて申し訳ありませんが、ご確認ください。

以上ご報告となります。よろしくお願いいたします。

(小磯会長)

ただ今の報告事項につきまして、委員の皆様からご質問やご意見があればお願いいたします。

それでは報告ということですので、ご了承をお願いいたします。

他に何かございますか。

(小島課長)

事務局から報告いたします。

次回、第207回の審議会の開催についてですが、第2回定例県議会後の令和7年6月中旬頃の開催を予定しております。具体的には、会長にご相談のうえ期日を決定させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

(小磯会長)

次回の期日につきまして、今ご説明がございました。

そのようなことで扱わせていただくということでしょうか。

(特になし)

(小磯会長)

特にご異議がございませんので、そのようにしたいと存じます。

最後に、何か、委員の皆様から、お話はございませんか。
それでは特にないようですので、本日は以上をもちまして終了させていただきます。
委員の皆さん本当に熱心にご議論いただきましてありがとうございました。
以上で閉会いたします。どうもありがとうございました。

(閉会 11 : 10)